

令和5年

三好市教育委員会3月定例会

日時 令和5年3月22日(水)午後2時30分
場所 三好市教育委員会 会議室

ふるさと
「郷土を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」

三好市教育委員会

令和5年三好市教育委員会3月定例会次第

1 開会

2 報告

3 承認

令和5年三好市教育委員会2月定例会会議録の承認について

4 議案

第6号 三好市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

第7号 三好市電子図書館の利用に関する要綱の制定について

第8号 三好市教育委員会個人情報保護条例施行規則を廃止する規則について

5 その他

三好市学校給食費等の管理に関する規則の一部を改正する規則について

行 事 一 覧 表

令和5年2月21日 ～ 令和5年3月21日

行 事 名	開 催 月 日	場 所	備 考
教職員人事異動三次面接	2/21(火)・24(金)	教育委員会室	※
市民大学講座閉講式	2/22(水)	総合体育館	※
2月定例議会開会	2/27(月)	本庁	※
庁議	2/28(火)	〃	
学校給食運営委員会	3/3(金)	三好市給食センター	
議会(一般質問)	3/6(月)7(火)8(水)	本庁	
教職員人事異動内申確認	3/7(火)	教育委員会室	
臨時教育委員会	〃	〃	
議会(文教厚生委員会)	3/9(木)	本庁	
教職員人事異動調印	〃	教育長室	
中学校卒業式	3/10(金)	各中学校	※
小中校長会	3/13(月)	教育センター	
幼稚園卒園式・小学校卒業式	3/15(水)～19(日)	各幼稚園・小学校	※
議会(閉会)	3/20(月)	本庁	

【行事予定】

県・市町村教委教育行政連絡協議会	4/5(水)	10:00	総合教育センター
入園式・小中入学式	4/11(火)	9:00 ～	各幼・小中学校
定例教育委員会	4/25(火)	14:00	教育委員会室

議案第6号

三好市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について
 三好市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月22日

三好市教育委員会教育長 竹内 明裕

三好市公民館条例施行規則の一部を改正する規則
 三好市公民館条例施行規則（平成18年三好市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(休館日) 第4条 公民館の定期休館日は、別表のとおりとする。 2 略 別表(第4条関係) 公民館の定期休館日	(休館日) 第4条 略 2 略 別表(第4条関係) 公民館の定期休館日
略	(1)～(4)略
三好市三野公民館	(1)月曜日
略	(2)～(4)略 (1)～(4)略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第7号

三好市電子図書館の利用に関する要綱の制定について
三好市電子図書館の利用に関する要綱を次のように定める。
令和5年3月22日

三好市教育委員会教育長 竹内 明裕

三好市電子図書館の利用に関する要綱 (趣旨)

- 第1条 この要綱は三好市図書館条例(平成18年三好市条例第100号)及び三好市図書館運営規則(平成18年三好市教育委員会規則第30号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、三好市電子図書館(以下「電子図書館」という。)の利用に関して必要な事項を定めるものとする。
- (利用資格)
- 第2条 電子図書館を利用することができる者は、規則第4条の規定に該当する者で、規則第8条の図書館が発行し交付した三好市図書館利用カードを所持した者とする。
- (利用方法)
- 第3条 電子図書館の利用は、インターネットにより行うものとする。
(貸出しの点数及び期間)
- 第4条 同時に貸出しを受けることのできる電子書籍は1人につき3点以内とし、その貸出期間は14日以内とする。
- (電子書籍の返却)
- 第5条 貸出期間が満了した電子書籍は、自動で返却されるものとする。
(予約)
- 第6条 電子書籍が他の利用者に貸出しされている等のために直ちに貸出しを受けることができない場合には、電子書籍の貸出しの予約をすることができない。ただし、同時に予約できる電子書籍は1人につき3点以内とする。
(予約の取消し)
- 第7条 予約をした電子書籍の貸出しが可能となった日から3日を経過しても当該電子書籍の利用がない時は、当該予約を取り消したものとみなす。
(利用の休止)
- 第8条 電子図書館の利用に係る保守点検等、教育委員会が必要と認めた場合には、電子図書館の利用の全部又は一部を休止することができる。(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

議案第8号

三好市教育委員会個人情報保護条例施行規則を廃止する規則について
三好市教育委員会個人情報保護条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和5年3月22日

三好市教育委員会教育長 竹内 明裕

三好市教育委員会個人情報保護条例施行規則を廃止する規則
三好市教育委員会個人情報保護条例施行規則(平成20年三好市教育委員会規則第4号)は、廃止
する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○三好市教育委員会個人情報保護条例施行規則

平成20年4月23日

教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、三好市個人情報保護条例(平成18年三好市条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し、三好市教育委員会が管理する個人情報の保管に関し必要な事項を定めるものとする。

(他の規則等の例)

第2条 条例の施行に関し必要な事項については、別に定めるものを除き、三好市個人情報保護条例施行規則(平成18年三好市規則第12号)その他市長が別に定める規則等の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三好市規則第 号

三好市学校給食費等の管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月 日

三好市長

三好市学校給食費等の管理に関する規則の一部を改正する規則
 三好市学校給食費等の管理に関する規則（令和3年三好市規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
<p>(学校給食の額)</p> <p>第3条 条例第3条第1項の規則で定める額(以下「学校給食費」という。)は、学校給食を調理・配送する施設及び学校給食を受ける児童、生徒又は園児(以下「児童等」という。)の区分に応じ、次の表のとおりとする。</p>		<p>(学校給食の額)</p> <p>第3条 条例第3条第1項の規則で定める額(以下「学校給食費」という。)は、学校給食を調理・配送する施設及び学校給食を受ける児童、生徒又は園児(以下「児童等」という。)の区分に応じ、次の表のとおりとする。</p>	
区分	幼稚園の園児	小学校の児童	中学校の生徒
三好市学校給食センターが調理・配送する学校給食	300円	280円	300円
下名学校給食共同調理場が調理・配送する学校給食	320円	300円	320円
東祖谷学校給食共同調理場が調理・配送する学校給食	320円	300円	320円
<p>(職員給食の額)</p> <p>第8条 条例第3条第3項の規定により、学校等又は給食施設に勤務する者で、学校給食に準じた食事の提供(この条において「職員給食」という。)を受けるものは、次の表に定める職員給食費を徴収する。</p>		<p>(職員給食の額)</p> <p>第8条 条例第3条第3項の規定により、学校等又は給食施設に勤務する者で、学校給食に準じた食事の提供(この条において「職員給食」という。)を受けるものは、次の表に定める職員給食費を徴収する。</p>	
区分	幼稚園の園児	小学校の児童	中学校の生徒
三好市学校給食センターが調理・配送する学校給食	330円	310円	330円
下名学校給食共同調理場が調理・配送する学校給食	360円	340円	360円
東祖谷学校給食共同調理場が調理・配送する学校給食	360円	340円	360円

区分	幼稚園に勤務する者であつて、職員給食を受けるもの	小学校に勤務する者であつて、職員給食を受けるもの	中学校に勤務する者であつて、職員給食を受けるもの	給食施設に勤務する者であつて、職員給食を受けるもの
三好市学校給食センターが調理・配送する職員給食	300円	280円	300円	280円
下名学校給食共同調理場が調理・配送する職員給食	320円	300円	320円	300円
東祖谷学校給食共同調理場が調理・配送する職員給食	320円	300円	320円	300円

2・3 略

附 則

1・2 略

(経過措置)

3 第3条に規定する学校給食費の額は、当分の間、同条の規定にかかわらず、児童等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 幼稚園の園児 1食240円

(2) 小学校の児童 1食240円

(3) 中学校の生徒 1食260円

4 毎年4月1日から翌年の3月31日までの間において、保護者が負担することとなる学校給食の数は、当分の間、児童等1人につき180食を

区分	幼稚園に勤務する者であつて、職員給食を受けるもの	小学校に勤務する者であつて、職員給食を受けるもの	中学校に勤務する者であつて、職員給食を受けるもの	給食施設に勤務する者であつて、職員給食を受けるもの
三好市学校給食センターが調理・配送する職員給食	330円	310円	330円	310円
下名学校給食共同調理場が調理・配送する職員給食	360円	340円	360円	340円
東祖谷学校給食共同調理場が調理・配送する職員給食	360円	340円	360円	340円

2・3 略

附 則

1・2 略

上限とし、180食を超える学校給食費は徴収しない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。